

## 随意契約内容及び選定理由書

委託件名	共通要件標準化対応に伴うオブジェクトストレージ構築業務委託		
履行場所	市長の指示する場所		
委託の内容	<p>(1)ガバメントクラウド環境にオブジェクトストレージの構築を行う。          ①オブジェクトストレージとして、AWSの「Amazon Simple Storage Service(S3)」を採用。          ②住記や税など各標準準拠システム間でのデータ連携を担うバケットを構築する。          ③各標準準拠システムからオンプレミス環境にある非標準準拠システムへのデータ連携を担うバケットを構築する。          ④令和7年8月に標準化する税総合システムの稼働に向けて連携テストを行う。          (2)オンプレミス環境のFTPサーバをオブジェクトストレージと連携するSFTPサーバへ改修する。          ①オブジェクトストレージからのファイル連携に対応できるよう改修する。          ②標準仕様書に則り、データ通信の暗号化を行う。          ③令和7年8月に標準化する税総合システムの稼働に向けて連携テストを行う。</p>		
履行期間	令和	7	年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 8 月 31 日
契約年月日	令和	7	年 4 月 1 日
契約金額	24,384,800	円	※単価契約の場合の単価
契約の相手方	住所	松山市永代町13番地	
	名称	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部	
選定理由	<p>オブジェクトストレージは、住記システムと同一環境に構築することがデジタル庁によって推奨されている。富士通Japan株式会社四国公共ビジネス部は住記システムのパッケージソフトウェア（知的所有権）を有しており、同システム環境の運用管理補助者である。また、オンプレミス環境のFTPサーバに関しても同業者が開発ベンダである。そのため、他の業者では業務履行ができないため、関係法令（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）である「特許権、著作権（ソフトウェアを含む）、意匠権、実用新案権、商標権等の知的所有権を有するものへの委託」を適用し、同業者を選定するものである。（ガイドライン第3（1）[1]第2号（8）-①）。</p>		
契約担当課	システム管理課		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号		

（注意）1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。

3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。